

ソフトバンクBB殿の寄書(SMS - 28 - SBB - 01R01)に対するコメント

平成17年11月11日
長野県協同電算

ソフトバンクBB殿に、前回会合で提出した寄書(SMS - 27 - NKD - 01R01)に記載した以下の式を再度考察していただきたい。

$$\begin{aligned} & (\text{線路長}M\text{での遠端漏話}) / (\text{線路長}(L - M)\text{での減衰}) \\ & + (\text{近端漏話}) * (\text{線路長}M\text{での減衰}) \\ & - (\text{近端漏話}) * (\text{線路長}L\text{での減衰}) \end{aligned}$$

この式では、 $M = 0$ の場面で、「近端的遠端漏話」と呼ばれるものが、すべて近端漏話になる。したがって $M = 0$ の場面でも、干渉がなくなるわけではない。概して、近端漏話による影響は遠端漏話による影響よりも大きいと考えられるため、 M の値が小さくなればなるほど非干渉源(ADSL回線等)の速度低下量は大きくなる。とはいえ、遠端漏話が十分大きく、そのため近端漏話が比較的小さい場面ではその限りでない。

またこの式では、 L が小さくなればなるほど非干渉源の速度低下量は大きくなる。したがって貴社は寄書(SMS - 28 - SBB - 01R01)の「ケース2」で同一架空線区間に複数のFTTR拠点の設定を想定しているが、これはむずかしい。ある架空線区間にFTTR拠点が存在する場合、その下流に新たなFTTR拠点を設置することは、おそらく規制の対象となる。新たなFTTR拠点を設置することが困難な場面では、先行してFTTR拠点を設置した事業者は、他事業者DSLAM等の無料コロケーションを引き受ける義務を負うことになると思える。

以上。